

山運整第119号の3
令和3年6月9日

自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について参考にしていただき、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、国土交通省が作成した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう合わせてお願いいたします。

※ 事業用自動車事故調査報告書につきましては、下記URLより確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

国自安第20号
令和3年5月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された2件の事案のうち、事案1については、ブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違えにより生じた事故ですが、停留所で降車扱い後に外国人に道案内を行った後、通常と異なる着席位置・姿勢で発進し、また、普段の手順と異なる運転操作となっていたことが踏み間違いにつながった可能性があります。そのため、様々な事態に備えて発進時の安全確認・運転操作手順を検討し、運行の安全を確保する指導を行うこと等が必要とされています。また、事案2については、一ヶ月間の運行で休息場所の約半数が車中であつたため疲労回復が十分に図られておらず居眠り運転が生じた可能性があり、改善基準告示に則した乗務管理を行うことは当然として、運行指示書の作成においては、車中以外の休憩場所を確保する配慮や休憩地点・時間を指定すること等が必要とされています。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にいただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

・事案1 大型乗合バスの衝突事故（神戸市中央区） : 別添1

〔重要調査対象事故〕

・事案2 大型トラックの追突事故（滋賀県蒲生郡竜王町） : 別添2

大型乗合バスの衝突事故（神戸市中央区）

（別紙）

【概要】

平成31年4月21日14時頃、乗合バスが、乗客が降車した後に、前方の赤信号手前の停止線まで進行し停止するべきところ、運転者がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたため、赤信号で停止せず進行し、横断歩道を通行中の複数の歩行者に衝突。



【背景】

- 運転者・ 停留所で全ての利用者が降車した後に、道を尋ねるため前扉から乗車してきた外国人に対して道案内を行った。
 - ・ 道案内直後の運転操作は、普段の手順と異なり、発進後に、車両前後・側方の安全確認を行い、前扉を閉める操作となっていた。
 - ・ また、通常の着座位置・着座姿勢に座り直すことなく発進したため、確実なペダル操作を行うことができず踏み間違いを誘発した可能性がある。
- 事業者・ 教育計画の内容作成と実施は各営業所に委ねられ、かつ、運行管理統括部門は各営業所の状況を確認せず、営業所に運転者教育が任せられた状態となっていた。このため、運転者教育が適正に実施されていなかった。



【再発防止策】

- 事業者・ 駅周辺の道案内をやむを得ず運転者が対応することが予想される場合には、案内チラシの配布等による簡便な道案内方法を検討しましょう。
- ・ ペダル類の踏み間違いや直前横断者の見落とし等を防止するため、発進時の安全確認・運転操作手順を検討し、運行の安全を確保するよう指導しましょう。
- ・ 運転者教育については、指導監督指針に基づき、年間計画を策定し、計画に従った運転者教育を実施しましょう。



大型トラックの追突事故（滋賀県蒲生郡竜王町）

【概要】

令和元年6月13日13時10分頃、名神高速道路において、居眠り運転の大型トラックが渋滞中の車列最後尾でほぼ停止状態にあった乗用車に追突、3台が絡む多重衝突事故。



事故車両

【背景】

- 運転者・眠気を感じたまま運転を継続したことにより居眠り運転となり、前方車両に気付くのが遅れた。
- ・一ヶ月間の運行で休息場所は車中が約半数、かつ、休息期間が不足し、睡眠により疲労回復が十分に図られていなかった。
- 事業者・運行指示書を作成せず、運転者に休息や休憩場所を決めさせていた等運転者に必要な指示を行っていなかった。
- ・電話による点呼を行う際は、運転者から電話がない限り点呼が行われず、健康状態の確認を含めて必要な運行管理を行っていなかった。



【再発防止策】

- 運転者・乗務中に眠気が生じた場合、運転を継続せず直ちに車両を安全な場所に停止させましょう。
- 事業者・改善基準告示に則した乗務管理を行うとともに、疲労回復のため車中以外の休息場所の確保にも配慮しましょう。
- ・運転者に対し、2泊以上となる運行を行わせる場合、運行指示書を必ず作成し、休憩地点、休憩時間を指定するなど適切な運行指示を行いましょう。
- ・点呼を運転者任せにせず、点呼において運転者の疲労の程度や健康状態等を確認し、安全運行のための必要な指示を行いましょう。

